

消費税率引上げ時期の変更に伴う地方税制改正(案)について

総務省
平成28年8月

「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」（8月2日自由民主党・公明党決定）のうち、地方税の概要は以下のとおり

◎ 地方税に係る税制抜本改革法についての措置

- 地方消費税率 22/78（消費税率換算 2.2%）への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日に変更
- 地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置

◎ 車体課税の見直し（消費税率 10%段階の措置）

- 自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ平成 31 年 10 月 1 日に延期
- 環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成 31 年度税制改正において見直し

◎ 地方法人課税の偏在是正（消費税率 10%段階の措置）

- 法人住民税法人税割の税率改正の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
 - ・道府県民税 : 3.2% → 1.0%（標準税率）
 - ・市町村民税 : 9.7% → 6.0%（標準税率）
- ※ 地方法人税の税率改正（4.4%→10.3%）の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
- 地方法人特別税の廃止及び法人事業税の復元の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
- 法人事業税交付金制度の創設時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日施行）

◎ 住宅ローン減税の延長

- 個人住民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年半延長（この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填）